



# 島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第83号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県立松江高等看護学院学則の一部を改正する規則

（医 療 対 策 課） 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県立松江高等看護学院学則の一部を改正する規則（規則第41号）

## 1 規則の概要

- (1) 島根県立松江高等看護学院（以下「学院」という。）の設置目的を、保健師助産師看護師法の規定に基づき、豊かな人間性を基盤とし、准看護師としての資質を土台に、看護に必要な知識、技術及び態度を深め、社会に貢献できる人材を育成することに改めることとした。（第1条関係）
- (2) 学院の季節休業日は、学年を通じて7週間の範囲で、学院長が定めることとした。（第6条関係）
- (3) 学院長は、学院に入学する前に他の学校等で修得した単位を、学院において修得したものと認定することができることとした。（第16条の2関係）
- (4) 副学院長の定数を2人以内とすることとした。（第27条関係）
- (5) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、学院の授業科目、単位数及び授業時間数を改めることとした。（別表関係）
- (6) その他規定の整備

## 2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県立松江高等看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第41号**

島根県立松江高等看護学院学則の一部を改正する規則

島根県立松江高等看護学院学則（昭和49年島根県規則第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「学科、課程」を「課程、学科」に、「進級及び卒業」を「卒業」に改める。

第1条中「看護師になろうとする者に対し、これに必要な学識及び技能を修得させるとともに、地域医療に従事する指導的人材を養成する」を「豊かな人間性を基盤とし、准看護師としての資質を土台に、看護に必要な知識、技術及び態度を深め、社会に貢献できる人材を育成する」に改める。

「第2章 学科、課程及び修業年限並びに学生定員」を「第2章 課程、学科及び修業年限並びに学生定員」に改める。

第2条の見出し中「学科、課程」を「課程、学科」に改め、同条第1項中「学科は看護学科とし、課程は専門課程」を「課程は専門課程とし、学科は看護学科」に改める。

第6条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 季節休業日 学年を通じて7週間の範囲で、学院長が定めた日

第6条第1項第4号及び第5号を削る。

第14条第2項中「をもって1単位」を削る。

第16条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、単位の認定に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

第16条の次に次の1条を加える。

（入学前の既修得単位の認定）

**第16条の2** 学院長は、学院に入学する前に次に掲げる学校等において履修した授業科目の教育内容が学院における教育

内容に相当すると認めるときは、本人の申請に基づき、当該授業科目について修得した単位を、学院における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学
  - (2) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条第1号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第2号の規定により指定されている歯科衛生士養成所
  - (3) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
  - (4) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
  - (5) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
  - (6) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第14条第1号又は第2号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
  - (7) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第14条第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
  - (8) 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第14条第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
  - (9) 救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条第1号、第2号又は第4号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
  - (10) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで又は第5号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所
- 2 前項に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

「第6章 進級及び卒業」を「第6章 卒業」に改める。

第20条の見出し及び同条第1項中「進級及び」を削り、同条第2項中「進級し、又は」を削る。

第22条中「又は事故」を「、事故その他の事由」に改める。

第25条中「又は疾病若しくは事故」を「、事故その他の事由」に改める。

第27条中「副学院長1人」を「副学院長2人以内」に、「若干名」を「若干人」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

授 業 科 目		単位数	授業時間数
基 礎 分 野	論理的思考	1	30
	生命倫理	1	30
	情報処理と統計	1	30
	家族社会学	1	30
	医療英語	1	15
	人間関係論	1	30
	発達心理学	1	30
	教育原理	1	30
	小 計	8	225
	解剖生理学Ⅰ（解剖学）	2	45
	解剖生理学Ⅱ（生理学）	1	30

専 門 基 礎 分 野	代謝栄養学	1	30
	薬理学	1	30
	微生物学	1	30
	病理学	1	30
	疾病と治療Ⅰ（脳・神経、感覚《視覚、聴覚》、運動、女性生殖）	1	30
	疾病と治療Ⅱ（呼吸、循環、体液、男性生殖、感覚《皮膚》）	1	30
	疾病と治療Ⅲ（血液・免疫、消化、内分泌）	1	30
	保健医療福祉論Ⅰ（総合医療論）	1	15
	保健医療福祉論Ⅱ（公衆衛生）	1	15
	保健医療福祉論Ⅲ（社会福祉）	1	15
看護関係法令	1	15	
小 計		14	345
専 門 分 野 Ⅰ	基礎看護学		
	看護学概論	1	30
	基本技術Ⅰ（共通基本技術）	1	30
	基本技術Ⅱ（看護過程）	1	30
	援助技術Ⅰ（日常生活援助技術）	2	45
	援助技術Ⅱ（診療援助技術）	1	30
	臨床看護総論Ⅰ（経過別看護、主要症状別看護）	1	30
臨床看護総論Ⅱ（治療処置別看護）	1	30	
小 計		8	225
臨地 実習	基礎看護学	2	90
小 計		2	90
専 門 分 野	成人看護学	6	135
	成人看護学概論	1	30
	成人看護学各論Ⅰ（慢性期の看護）	2	45
	成人看護学各論Ⅱ（急性期～回復期の看護）	1	30
	成人看護学各論Ⅲ（周手術期の看護）	1	15
	成人看護学各論Ⅳ（がん看護と緩和ケア）	1	15
	老年看護学	4	105
	老年看護学概論	1	30
	老年看護学各論Ⅰ（老年看護援助の基本、生活援助）	1	30
	老年看護学各論Ⅱ（老年者の疾患、特徴、主要徴候、治療に伴う援助）	2	45
	小児看護学	3	90
	小児看護学概論	1	30
	小児看護学各論Ⅰ（小児主要疾患の病態、症状、診断、治療）	1	30
	小児看護学各論Ⅱ（健康問題をもつ小児・家族の看護）	1	30
	母性看護学	4	90
母性看護学概論	1	30	
母性看護学各論Ⅰ（周産期の異常の病態、症状、診断、治療）	1	15	
母性看護学各論Ⅱ（周産期における看護）	2	45	

野	精神看護学		4	90
	精神看護学概論		1	15
	精神看護学各論Ⅰ（精神の主要疾患、診断、治療）		1	30
	精神看護学各論Ⅱ（精神障害をもつ人の看護）		2	45
Ⅱ	小 計		21	510
臨 地 実 習	成人看護学		2	90
	老年看護学		2	90
	小児看護学		2	90
	母性看護学		2	90
	精神看護学		2	90
	小 計		10	450
統 合 分 野	在宅看護論		3	90
	在宅看護論概論		1	30
	在宅看護論各論Ⅰ（在宅看護技術の実際）		1	30
	在宅看護論各論Ⅱ（在宅看護活動の実際）		1	30
	看護の統合と実践		4	75
	看護研究		1	15
	看護管理		1	15
	医療安全		1	15
	統合技術演習		1	30
	小 計		7	165
臨 地 実 習	在宅看護論		2	90
	統合		2	90
小 計		4	180	
総 計			74	2,190

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において現に在学している者に係る授業科目、単位数及び授業時間数については、なお従前の例による。ただし、学院長が特に必要と認める場合においては、この限りでない。